

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成21年3月30日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成21年2月12日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに請求人の陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市公文書適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員6名のうち、市職員を除く外部委員3名に対して委員会への出席謝礼として合計168,000円を支出した行為

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

検討委員会を設置するきっかけとなった、新病院建設に係る基本設計図作成業務等の随意契約において公文書の日付を遡及していた件は、市長自らが主体となり計画したことである。市長は、それを正当化するために外部の有識者を検討委員会の委員に選任したのであり、かつ、検討委員会設置の時期を、生駒市議会が地方自治法第100条の規定に基づき「新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会」（以下「100条委員会」という。）を設置した時期に合わせて、対抗しようとした狙いがみてとれる。

また、検討委員会の会議録をみると、市職員である内部委員と事務局が主体となって議事の進行を行っており、「審議が形骸化し、行政側からの報告が主になるようなことがないように、効果的な運営を図ること。」と規定した、附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針（平成20年4月1日施行）第9条第1号に反している。

以上のことから、外部委員を選任する必要はなく、外部委員に謝礼を支出したことは不当である。

3 求める措置内容

生駒市は、検討委員会の外部委員3名に支払った謝礼合計168,000円を市長に請求すること。

第3 請求の受理

本件請求が地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年2月16日にこれを受理した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成21年2月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

本件請求書に記載された内容及び陳述時の補足説明から、検討委員会の外部委員3名に対する謝礼合計168,000円を支出した行為が不当なものであるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市企画財政部総務課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、企画財政部長、総務課課長補佐、同課文書法制係長の出席を求め、平成21年2月24日に事情聴取を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料に基づき、次のとおり事実を確認した。

(1) 検討委員会設置に至る主な経緯と設置目的について

平成20年第4回(9月)生駒市議会定例会の開会日(平成20年9月10日)において、生駒市新病院建設に係る手続の一つとして奈良県に提出する開設許可申請に添付するための基本設計図の作成業務等委託契約が随意契約でなされたことについての一般質問が行われた。その中で、本来の委託契約等の事務処理の流れとして、設計・積算後に起工伺、予定価格の決定及び契約の締結が行われるべきところ、起工伺及び予定価格書の日付が平成20年2月6日、業務委託契約書及び支出負担行為伺書の日付が同月8日であるにもかかわらず、予定価格を決定するための病院建設準備室から施設整備課への新病院基本設計等業務依頼書の日付が同月20日であったことから、公文書の日付を遡っていたことが明らかとなった。これに対して、市長は、「公文書の適正さという点からすると、問題がないと言えないと思いますので、今後こういうことは改めるように全庁に通知を出し、また、通知を出すだけでなく、再発防止のための実効性のある措置を採ってまいる必要がある」と答弁している。

このことを踏まえて、平成20年9月19日には、市長は記者会見で、「公文書、

特に契約書の日付の遡及について曖昧なまま公文書の処理を重ねていたという印象を受けるので、今回、職員が認識を共有できるようなガイドラインを作成する必要があると考えた。」と述べ、「(仮称) 公文書適正化検討委員会」を発足し、委員構成を法律や会計の専門家、庁内の実務の現状も反映させるため関連部長とし、年内か翌年1月ごろには提言をもらい、内部マニュアルというかたちでまとめたいたとの意向を示した。

関係職員の事情聴取において、外部委員を選任することについては、検討委員会が市民に開かれたものとして会議の透明性を確保することとなること、特に契約について法律や会計に詳しい学識経験者から専門的な意見を聴くことができること、外部委員は、市に対し遠慮無く厳しい意見を述べるができること等の利点があり、さらには、市職員に対して、職員のみ提言より改善の必要性を強く求めることができることをも期待したものであるとの説明があった。

これに従い、公文書の不適正な取扱いに関して、再発防止に努めるため、公文書の適正化を検討する組織として、公文書適正化検討委員会設置要綱（平成20年10月14日施行）に基づき平成20年10月14日付けで検討委員会を設置した。

一方、生駒市議会では、平成20年第4回（9月）生駒市議会定例会の再開日（平成20年9月24日）において、上記の公文書の日付遡りの件を受けて、100条委員会の設置議案が可決された。

(2) 検討委員会の所掌事務について

生駒市公文書適正化検討委員会設置要綱において、「本市の事務事業の実施に関して市職員により適正に文書が作成されることに資するため」（第1条）、「事務事業の実施に関し必要となる文書の作成の時期に関すること」等について、市長に提言すること（第2条）と規定している。

(3) 検討委員会の構成委員と任期について

生駒市公文書適正化検討委員会設置要綱第3条に則って、外部からは、「学識経験者から市長が依頼した者」として、公認会計士1名、弁護士2名の計3名を、本人の同意を得て委嘱し、市職員からは、企画財政部長、建設部長、水道局長の3名の合計6名を選任した。

生駒市公文書適正化検討委員会設置要綱において、「委員会の設置は、平成21年1月31日までとする。」と規定しており、委員の任期も同様となる。

(4) 外部委員への謝礼について

附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針第5条の規定に基づき定められた附属機関等の委員の報酬等に関する基準（平成20年4月1日施行）第3条第2項に則って、「学識経験を有する者として選任された委員」の支給額の基準に従い、日額14,000円とした。

会議は計4回開催されていることから、1人当たりの支給額は56,000円、3人分で合計168,000円となり、支出については、平成20年11月17日に42,000円、

同年12月25日に42,000円、平成21年2月16日に84,000円が各委員の口座へ振り込まれていることを確認した。

(5) 会議の開催内容等について

平成20年10月14日

第1回検討委員会

- ・委員長の選出
- ・経緯と取組について

平成20年11月11日

第2回検討委員会

- ・現状と課題に対する意見交換

平成20年12月18日

第3回検討委員会

- ・提言書（案）概要について検討

平成21年1月23日

第4回検討委員会

- ・提言書の取りまとめ

「公文書の適正な取扱いについての提言書」の提出

なお、検討委員会の設置期間が限られていることから、会議において効率よく意見交換を行うため、各委員と打合せや委員間でメールのやりとり等が行われ、また、外部委員からは、意見書の提出や資料の提供が行われ、それらを基に会議で検討がなされている。

(6) 提言書について

検討委員会では、公文書の作成業務において日付の遡及が行われている実情と法令上の規制について検討を重ね、「公文書の適正な取扱いについての提言書」が提出された。

上記提言書において、契約事務については、契約締結の手続、契約書の作成時期と業務の開始など、事実関係に沿った内容で適正に作成されるものでなければならぬとし、契約書以外の公文書においても作成日と行為日の合理的な整合性が要求されるものであると結論づけ、公文書の適正化に向けて、事務処理の日程管理や公印使用簿の作成等具体的な方策を例示するとともに、規則の改正等今後の改善に向けた課題等を取りまとめている。

2 判断

検討委員会は、附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針に基づく生駒市公文書適正化検討委員会設置要綱により設置されたものであり、同要綱第3条により、検討委員会委員は、学識経験者のうちから市長が依頼した者と企画財政部長、建設部長及び水道局長の計6名と規定されていることから、市長が3名の学識経験者を検討委員会委員に委嘱したものである。請求人は、検討委員会に外部委員を委嘱して意見を聴く必要はなかったと主

張するが、市長が外部委員を委嘱し学識経験を有する者から専門的な意見を聴くこととしたことについては、会議の透明性を確保するために市職員以外の外部委員の参加を図り、特に契約について法律や会計に詳しい学識経験者から専門的な意見を聴くとともに、公文書処理の実情と法令上の整合性を図るべく改善策を見だし、さらにはそれをより実効性のあるものとするのが目的であり、合理性を欠くとは言えず、長の裁量の範囲を逸脱しているとは認められない。

また、請求人は、検討委員会の外部委員を活用して市長が自らの行動を正当化し、もって100条委員会に対抗しようとするものである等、検討委員会の設置時期が不適切であると主張するが、検討委員会の設置目的は、「本市の事務事業の実施に関して市職員により適正に文書が作成されることに資するため」であり、個別の問題を検証することを目的としていないこと、検討委員会からの提言内容をも、個別の問題について一切言及していないことから、検討委員会の設置時期が不適切との請求人の主張は認められない。

検討委員会委員への謝礼については、「附属機関等の委員の報酬等に関する基準」に基づき支給額が決定されており、委員の検討委員会への出席、審議等の役務の提供の事実に基づき算出された金額が支出されていることから、本件支出が不当であるとの請求人の主張は認めることはできない。

以上のとおりであるので、本件請求を棄却する。

以上